平成２６年（フ）第７５１号
横浜市保土ケ谷区釜台町７番10号　丸山方
債務者　成田　勝則
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５２号
横浜市南区井土ケ谷下町１番地２　ソフィアＹＵＲＩ102
債務者　山崎　徳久
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６１号
横浜市青葉区柿の木台20番地５　中山コーポＡ―203号室
債務者　曽根　和之
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８２号
横浜市南区六ツ川１丁目175番地26
債務者　弓井　清美
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市児島味野３丁目２番17―404号クリーンピア倉敷児島
債務者　谷澤　和政
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３号
岡山市中区高屋463番地７、旧住所岡山市中区高屋457番地10
債務者　石居　文枝（旧姓出羽）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８号
北海道白糠郡白糠町西１条北８丁目４番地24
債務者　山田美佐代
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
釧路市春採２丁目10番19号　春採２丁目ハイツＢ―２号室
債務者　久代　靖子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９４３号
横浜市旭区本村町107番地18
債務者　鷺阪みさ子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６号
沖縄県沖縄市美原３丁目５番21号
債務者　仲井間憲次
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７０号
沖縄県沖縄市上地３丁目15番６号　上原アパート102号
債務者　満名　富江
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２３６号
静岡市清水区平川地６番２号　302
債務者　金子　　淳
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１０号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬７―401
債務者　齋藤　寛伸
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始中更正

平成２６年（フ）第７１１号
愛知県海部郡蟹江町緑１丁目25番地
破産者　有限会社シンク・ファクトリー
代表者清算人　岩崎　浩之
1　主文　当裁判所が平成26年６月４日になした破産手続開始決定中、破産者の氏名につき「代表者清算人　岩崎　浩行」とあるのを「代表者清算人　岩崎　浩之」と更正する。
2　決定年月日　平成26年６月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１７２７号
福岡市東区多の津１丁目13番９号
破産者　株式会社佐藤商店
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部